

山梨県公報

第百十六号

令和二年

七月三十日

木曜日

目次

○指定代理納付者の指定……………	四〇三
○土地改良区の定款の一部変更の認可……………	四〇三
○道路の区域変更(二件)……………	四〇三
○建築基準法に基づく道路位置指定(二件)……………	四〇四
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出……………	四〇四
○外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議……………	四〇五
○技能検定員等審査の実施……………	四〇六

告示

山梨県告示第二百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
1 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目一番二十二号
 - 三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷三丁目三十三番五号
- 二 指定代理納付者に代理納付させる歳入 法人県民税、法人事業税、地方法人特別税(特別法人事業税)、個人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、自動車税種別割(インターネットを利用して代理納付するものに限る。)
- 三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げるブラ

ンドマークが付されたクレジットカード

- VISA
- MasterCard
- JCB
- AmericanExpress
- DinersClub

四 指定代理納付者に代理納付させる期間 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで

山梨県告示第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年七月十七日上野原土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第二百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年八月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 四百十一号
- 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲府市砂田町八二〇番二五地先から 甲府市朝氣二丁目九三八番四地先まで	旧	三三・五 七九・〇	三三二・六
	新	二二・八 五五・三	三三二・六

四 区域変更の期日 令和二年八月一日

山梨県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年八月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笛吹市芦川町新井原字大西原一四九番一 地先から 笛吹市芦川町中芦川字東原八六八番二地先 まで	旧	一〇・七 一四・四	一五〇・七
	新	一〇・七 二九・五	一五〇・七

山梨県告示第二百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年七月十六日
- 二 指定道路の位置 南アルプス市在家塚字柳原五百六十七番四、五百七十一番二、五百七十二番二、五百七十二番三、五百七十三番四及び五百七十三番五並びに字仲畑千四百七十四番七及び千四百七十五番三
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 八十一・〇メートル

山梨県告示第二百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年七月二十日
- 二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町船津字猫穴三千五百五十七番九、三千五百五十七番十七及び三千五百五十七番十九
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 四十九・二三メートル

公 告

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年七月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳	東京都千代田区麹町五丁目一番地一
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸	東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アクロスプラザ山梨

(二) 所在地 山梨県山梨市下石森字宮ノ前七一一番地
2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	六千四百一平方メートル	六千五百二十九平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 三百九十台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 三百九十三台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 百四十九平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 百八十九平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 百四十六立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 百六十四立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社オギノ 外六者 イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後十一時	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 株式会社オギノ 外二者 イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後十一時 二 株式会社マキヤ 外四者 イ 開店時刻 午前九時 ロ 閉店時刻 午後九時四十五分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場あからおまで イ 位置 届出の図面のとおり	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 駐車場あからおまで イ 位置 届出の図面のとおり

<p>口 利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時三十分まで</p>	<p>口 利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時三十分まで</p> <p>二 駐車場か イ 位置 届出の図面のとおり ロ 利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで</p>
--	---

3 変更する年月日 令和二年十一月十五日
三 届出年月日 令和二年七月十四日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十一月三十日まで

監査委員

山梨県監査委員告示第七号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、包括外部監査人田中佑幸の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。
令和二年七月三十日

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
近藤 徹	山梨県甲府市相生一三一一	令和二年七月三十日～令和三年三月三十一日
	山梨県監査委員	小島 徹
	同	小泉 久
	同	早川 浩
	同	永井 学

川口 明浩	千葉県市川市国府台五―二四―一四	令和二年七月三十日～令和三年三月三十一日
山本 薫	山梨県南巨摩郡富士川町長沢四三三―一二二	令和二年七月三十日～令和三年三月三十一日
関野 孝	山梨県甲府市上町二一〇五	令和二年七月三十日～令和三年三月三十一日
松原 創	東京都墨田区八広三一四―一四	令和二年七月三十日～令和三年三月三十一日
海野 純矢	山梨県甲府市下飯田二―四―三八グランコート三	令和二年七月三十日～令和三年三月三十一日
前田 晋吾	山梨県甲府市塩部三―二―七一九〇一	令和二年七月三十日～令和三年三月三十一日
深澤 智之	山梨県甲府市若松町四―七―九〇五	令和二年七月三十日～令和三年三月三十一日

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和二年七月三十日

山梨県公安委員会

委員長 石川 恵

- 一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」
- 二 審査日時及び場所
 - 1 審査日時 令和二年九月一日（火）から同月四日（金）までの午前九時から午後五時まで
 - 2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター
- 三 受付期間及び場所
 - 1 期間 令和二年八月二十四日（月）から同月二十八日（金）まで
 - 2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係
- 四 審査内容
 - 1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識
 - 2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識
- 五 審査手数料
 - 1 技能検定員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千四百円
 - (二) 普通自動車免許 一万九千五百円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千七百円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万五千五百円
- 2 教習指導員審査
 - (一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千五百五十円
 - (二) 普通自動車免許 一万千八百五十円
 - (三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千六百五十円
 - (四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千四百五十円

六 その他

- 1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番